

国家公安委員 委員長 松原 仁様
警察庁 長官 片桐 裕様
神奈川県警察本部 本部長 久我 英一様

川崎港湾警察署警察官による信教の自由侵害への抗議声明

カトリック中央協議会・日本聖公会・プロテスタント諸派で構成する日本キリスト教連合会は、日本国憲法第20条が保障する信教の自由と政教分離の原則のもとに、キリスト教文化の振興を図り、宗教法人の適正な管理運営に寄与するとともに我が国における基本的人権の根幹である信教の自由を尊重し擁護する責任を託されている。

去る5月27日の午後、聖日の宗教行事に続く時間帯にカトリック貝塚教会の境内地において、宗教施設管理者である主任司祭の制止を無視し、多数の信者がいる中でなされた警察官6名による非正規滞在の容疑者に対する職務質問及び信教の自由を無視する警察官の威圧的な言動並びに境内地においてなされた令状なしの逮捕は、憲法が保障しすべての国政において最大に尊重されなければならない信教の自由を著しく踏みにじり、我が国の基本的人権の保障に暗雲をもたらす行為である。

去る6月12日付回答文の中で川崎臨港警察署長は、一連の行為が不適切であったことを認めたものの、この際、いかなる公権力の正当な権限に基づく調査・検査であっても、宗教団体の神聖な領域に干渉したり、宗教法人の特性及び慣習を無視し信教の自由を妨げることにならないように厳重に注意を促すものである。

日本キリスト教連合会は、宗教活動中の境内地に警察官が立ち入り、聖職者の制止に対して、警察官が威圧的な言動をもって信教の自由を侵害したことを重大なことと受け止め、ここに強く抗議するものである。

2012年6月19日

日本キリスト教連合会
委員長 渡 邊 純 幸